

令和7年3月26日

令和7年第1回貝塚市議会定例会会議事項

NO. 2

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	32	企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3
〃	33	住居表示を実施する件	3
〃	34	令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 12 号）の件	5
〃	35	令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 1 号）の件	9

議案第 32 号

企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 3 月 26 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（昭和30年貝塚市条例第309号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第10条の 3 中「特定任期付職員」の次に「（貝塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成27年貝塚市条例第33号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。）」を、「休日等」の次に「（以下この条において「週休日等」という。）」を加え、「これらの日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間」を「午後10時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第12条の 2 を削る。

第17条第 3 項中「、第10条の 2 及び第12条」を「及び第10条の 2」に、「第12条の 2」を「第10条の 3」に改め、同条第 4 項中「任期付職員条例」を「貝塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例」に改め、同条第 6 項中「、第10条の 3 及び第12条の 2」を「及び第10条の 3」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

住居表示を実施する件

住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり住居表示の実施区域及び実施方法を定めるものとする。

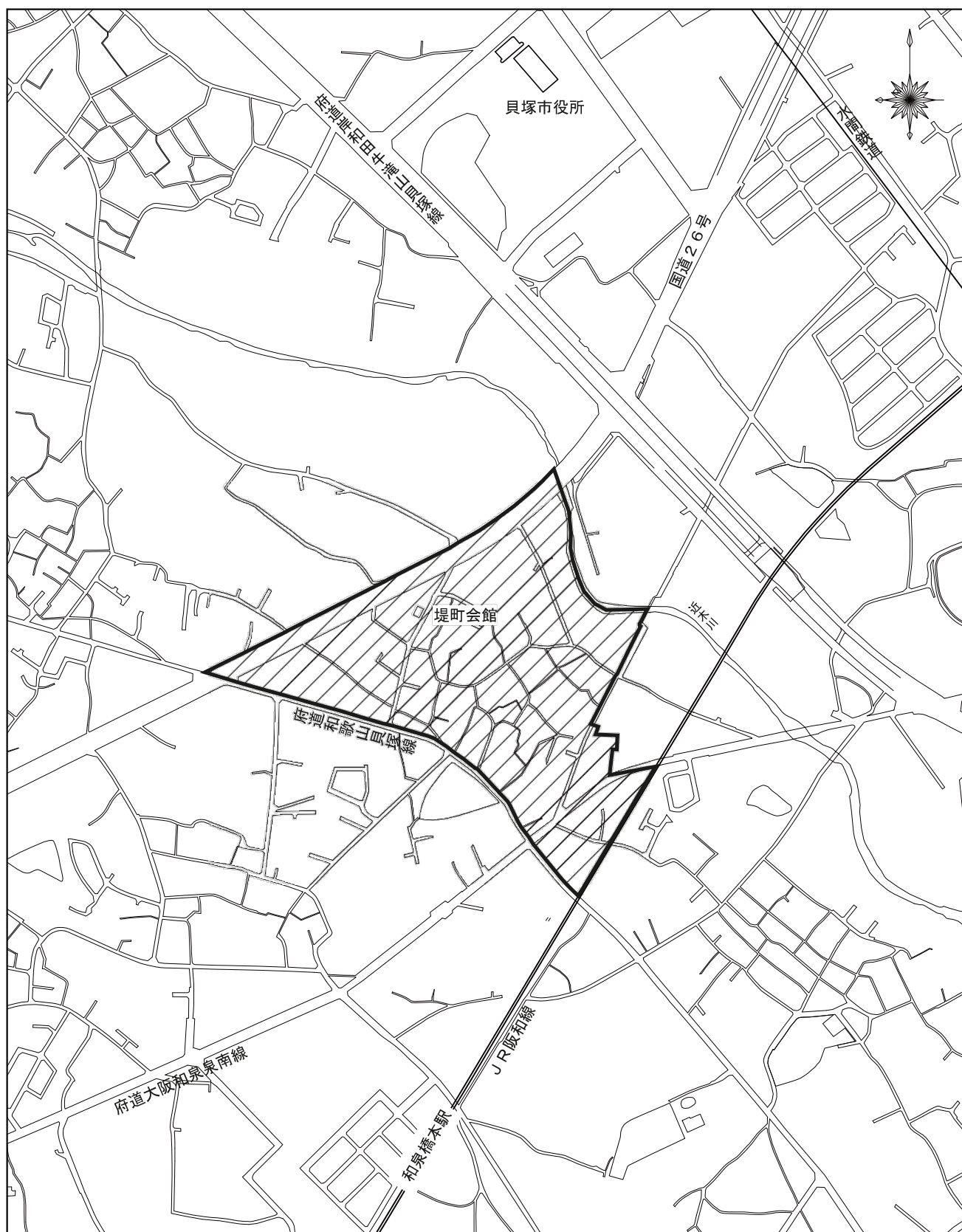
令和 7 年 3 月 26 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 実施区域 堤、橋本、地藏堂、石才及び澤の各区域の一部
(別図の斜線の部分)
- 2 実施方法 街区方式

別図



1 : 7,000

0 50 100 200 300m

凡 例	
	実施区域

議案第 34 号

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 12 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3, 7 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0, 0 2 4, 7 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 3 月 26 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		9,051,240	35,200	9,086,440
	3. 委託金	25,199	35,200	60,399
16. 財産収入		38,509	277	38,786
	2. 財産売払収入	1,197	277	1,474
17. 寄附金		756,005	8,200	764,205
	1. 寄附金	756,005	8,200	764,205
18. 繰入金		2,496,560	40	2,496,600
	2. 基金繰入金	2,454,758	40	2,454,798
歳 入 合 計		39,981,030	43,717	40,024,747

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,377,187	7,740	5,384,927
	1. 総務管理費	4,087,401	7,740	4,095,141
8. 土木費		3,231,695	35,200	3,266,895
	1. 土木管理費	173,029	35,200	208,229
10. 教育費		3,042,721	500	3,043,221
	5. 社会教育費	671,810	500	672,310
12. 諸支出金		264,138	277	264,415
	1. 公共施設等整備基金	8,580	277	8,857
歳	出	合	計	
		39,981,030	43,717	40,024,747

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健・福祉合同庁舎整備事業	42,860
8. 土木費	1. 土木管理費	F M推進事業	35,200

議案第 35 号

令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 1 号）の件

令和 7 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1, 1 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0, 5 1 2, 9 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 26 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,285,248	△4,500	8,280,748
	2. 国庫補助金	971,646	△4,500	967,146
18. 繰入金		3,051,275	24,617	3,075,892
	2. 基金繰入金	3,017,603	24,617	3,042,220
20. 諸収入		899,179	1,000	900,179
	5. 雑入	464,839	1,000	465,839
歳 入 合 計		40,491,797	21,117	40,512,914

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛生費		4,202,555	29,117	4,231,672
	1. 保健衛生費	1,328,487	29,117	1,357,604
7. 商工費		255,193	△9,000	246,193
	1. 商工費	255,193	△9,000	246,193
10. 教育費		2,814,060	1,000	2,815,060
	5. 社会教育費	621,085	1,000	622,085
歳 出 合 計		40,491,797	21,117	40,512,914